

## 愛媛県公の施設のあり方検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会設置要綱(平成7年10月3日制定)第7条の規定に基づき、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)に愛媛県公の施設のあり方検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を委員会会長に報告する。

- (1) 県が設置する公の施設のあり方に関する事項
- (2) その他部会長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 部会は、知事が委嘱する委員10人以内及び愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議本部員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、部会の委員が互選する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 各部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会は、必要があるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (解散)

第5条 部会は、その任務が達成されたときに解散する。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部新行政推進局行政システム改革課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年10月27日から施行する。